

案

滋賀県動物愛護・管理推進計画

(第3次)



滋賀県

令和6年（2024年）〇月策定

【目次】

第1章 計画の趣旨および位置付け.....	- 1 -
1 計画の趣旨.....	- 1 -
2 計画の位置付け.....	- 1 -
3 計画の期間および対象区域.....	- 2 -
第2章 これまでの取組の成果.....	- 3 -
1 これまでの取組結果.....	- 3 -
2 前計画期間中の主な取組.....	- 4 -
第3章 国の動き.....	- 5 -
1 動物愛護管理法の主な改正内容.....	- 5 -
2 動物愛護管理基本指針の主な改正内容.....	- 5 -
第4章 施策展開の方向.....	- 7 -
1 計画の重点取組.....	- 7 -
2 計画の数値目標.....	- 8 -
第5章 具体的な取り組み.....	- 9 -
<施策1> 動物の適正飼養の推進.....	- 9 -
<施策2> 動物の終生飼養の推進.....	- 16 -
<施策3> 狂犬病予防の推進.....	- 21 -
<施策4> 動物取扱業の適正化.....	- 23 -
<施策5> 動物の返還・譲渡の推進.....	- 25 -
<施策6> 動物愛護の普及啓発.....	- 28 -
<施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進.....	- 30 -
<施策8> 災害時等の体制整備.....	- 31 -
<施策9> 関係者間の協力体制の構築.....	- 32 -
第6章 計画の総合的な推進.....	- 36 -
用語解説.....	- 37 -

1 第1章 計画の趣旨および位置付け

1 計画の趣旨

近年、単身世帯の増加や高齢化が進むとともに、動物を飼養する環境が整備される中で、犬、猫など動物の愛護志向が高まっています。飼養動物が家族の一員として、あるいは人生のパートナーとして位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきています。

また、飼い主のいない猫を増やさないための不妊去勢手術活動が広がりをみせるなど動物愛護意識の高まりがある一方で、安易な餌やりによる野犬・飼い主のいない猫の増加や、放し飼い、糞の放置、鳴き声苦情、犬による咬傷事故など、不適正な飼養管理や動物に関する知識の不足などによる人への危害や近隣への生活環境被害など、動物の飼養をめぐる問題が発生しています。

本計画は、動物が命あるものであることを基本とし、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる社会の実現をめざしており、前計画に引き続き、基本方針に「人と動物が豊かに関わる社会(人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会)」の実現を掲げ、施策を推進しています。

人よし : 動物との暮らしを楽しんでいること、また、人の生活が守られていること

動物よし : 動物が大切に扱われ、健康で幸せであること

地域よし : 地域の生活環境が守られており、地域で受け入れられていること

2 計画の位置付け

平成17年6月に、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に則して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を策定することが義務づけられました。

滋賀県は、県の動物愛護管理行政の方向性や具体的な施策を示す中長期的な計画として、平成20年7月に滋賀県動物愛護管理推進計画(以下「計画」という。)を策定し、また、平成27年1月には、動物愛護管理法および基本指針の改正を踏まえた計画改定を行い、県の動物愛護管理行政の更なる推進を図ってきました。

今般、動物愛護管理法が令和元年6月に改正され、また、国の基本指針が令和2年4月に改正されたことから、これらの改正内容を踏まえるとともに、県内の課題や

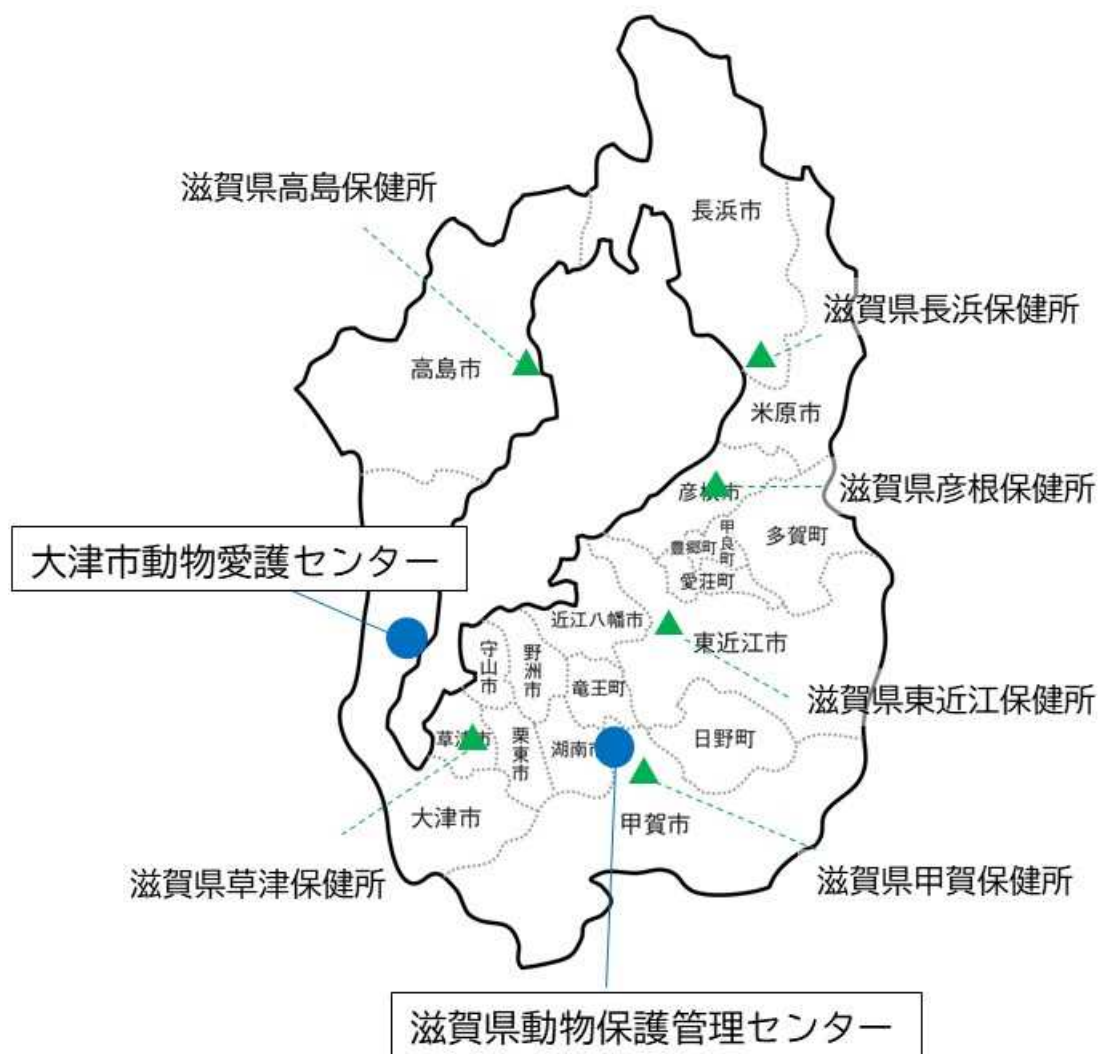
35 各施策の進捗状況を勘案し、本計画を策定しました。

36

37 3 計画の期間および対象区域

38 計画の期間は、基本指針の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和15年度まで
39 の10年間とします。

40 本計画の対象区域は、滋賀県全域とします。なお、中核市である大津市において
41 は、大津市が動物の愛護及び管理に関する業務を実施しており、県は大津市と連
42 携して計画の目標達成に向けた施策を推進します。



第2章 これまでの取組の成果

1 これまでの取組結果

平成27年1月に改定した計画(以下「前計画」という。)では、犬猫の致死処分ゼロに向けた保護*・引取り*頭数の削減と返還*・譲渡*率の向上を目指し、次の目標値を掲げ取り組みを進めてきました。

保護・引取り頭数については、終生飼養をはじめとした適正飼養の普及啓発、地域猫*活動の推進などを図り、目標値を達成することができました。

また、返還譲渡率については、保護情報の発信強化、譲渡事業の推進などにより目標値を概ね達成しています。

表1 前計画における目標値の達成状況

	H25年度	R4年度	R5年度目標値	前計画の評価
犬の保護・引取り頭数	615頭	265頭	(300頭)	目標達成
犬の返還・譲渡率	60.7%	74.3%	(80%)	概ね目標達成
猫の保護・引取り頭数	1,333頭	356頭	(650頭)	目標達成
猫の返還・譲渡率	7.4%	39.6%	(20%)	目標達成

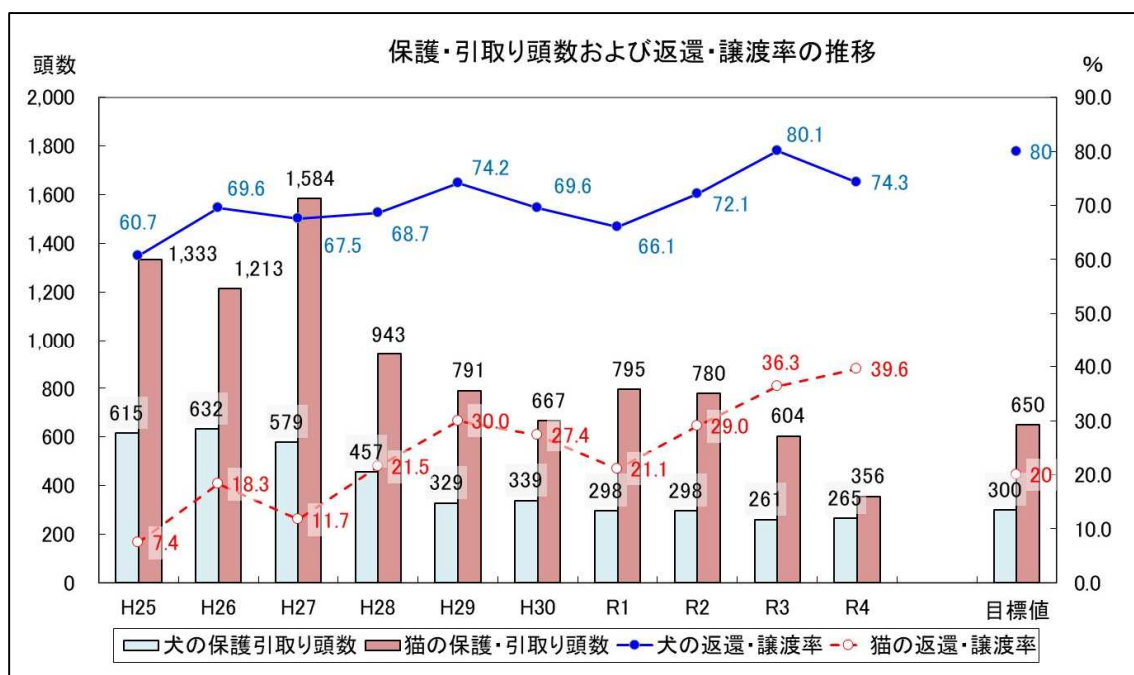


図1 保護・引取り頭数および返還・譲渡率の推移

環境省動物愛護管理行政事務提要(令和4年度版)により全国的な取組状況と比較すると、本県の令和3年度の犬の保護・引取り頭数は47都道府県中昇順で21番目、猫の保護・引取り頭数は25番目に位置しています。

60 また、同事務提要から、本県の令和3年度の犬の返還率:30%、犬の譲渡率:4
61 8%、猫の譲渡率:35%は全国平均(犬の返還率:35%、犬の譲渡率:54%、猫の
62 譲渡率:59%)を下回っており、更なる保護・引取り頭数の削減、返還・譲渡の推進
63 が求められます。

64 65 2 前計画期間中の主な取組

- 66 ○ 公益社団法人滋賀県獣医師会との災害協定の締結(平成27年3月)
- 67 ○ 災害時ペット同行避難ガイドラインの策定(平成28年9月)
- 68 ○ 飼い主のいない猫対策活動補助金の創設(平成30年6月)
- 69 ○ 滋賀県総合防災訓練でのペット同行避難訓練(平成30年9月)
- 70 ○ 商業施設での動物愛護パネル展示を初開催(平成31年1月)
- 71 ○ 哺乳期の子猫のボランティアへの譲渡を開始(令和2年4月)
- 72 ○ 多頭飼育対策事業補助金の創設(令和3年10月)
- 73 ○ 滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルの策定(令和4年9月)
- 74 ○ いぬ・ねこ・にんげんしあわせフェスタの開催(令和4年10、11月) など



93 第3章 国の動き

94 1 動物愛護管理法の主な改正内容（令和元年6月公布、令和2年6月1日施行）

95 ○ 第一種動物取扱業*による適正飼養の促進

96 ① 登録拒否事由の追加

97 ② 環境省令で定める飼養管理基準を具体的に明示(令和3年6月1日施行)

98 ③ 犬・猫の販売場所を事業所に限定

99 ④ 出生後56日を経過しない犬または猫の販売等を禁止

100 （天然記念物として指定された犬(秋田犬、甲斐犬等)は49日)

101 ○ マイクロチップ*の装着等(令和4年6月1日施行)

102 ① 犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録*を義務付け

103 ② マイクロチップを装着した犬猫を所有した者に登録や住所等の変更届出を
104 義務付け

105 ③ 犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者にマイクロチップ装着の努力義務化

106 ○ 動物の適正飼養のための規制の強化

107 ① 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

108 ② 都道府県知事による指導、助言、報告聴取、立入検査等を規定

109 ③ 特定動物*に関する規制の強化(愛玩目的での飼養禁止、交雑種を規制対
110 象に追加)

111 ④ 動物虐待に対する罰則の引き上げ

112 殺傷:懲役5年、罰金500万円(←懲役2年、罰金200万円)

113 虐待・遺棄:懲役1年、罰金100万円(←罰金100万円)

114 ⑤ 虐待発見時の獣医師の通報義務化

115 ○ 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

116 ○ 都道府県等の措置等の拡充

117 ① 動物愛護管理センターの業務を規定

118 ② 動物愛護管理担当職員の位置付けを明確化

119 ③ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

120

121 2 動物愛護管理基本指針の主な改正内容(令和2年4月)

122 ○ 犬および猫の殺処分を透明性をもって戦略的に削減

123 環境省による殺処分の3分類の特に②の返還および適正な譲渡の促進

124 ① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

125 ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)

126 ③ 引取り後の死亡

- 127 ○ 平時からのペットの災害対策の推進
- 128 ○ 適正飼養の推進による動物の健康および安全確保、返還・譲渡の推進
- 129 ○ マイクロチップの装着等による所有者明示措置*の一層の推進
- 130 ○ 普及啓発・様々な団体や機関等との相互理解の醸成
- 131 ○ 周辺的生活環境の保全と動物による危害防止
- 132
- 133
- 134
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139
- 140
- 141
- 142
- 143
- 144
- 145
- 146
- 147
- 148
- 149
- 150
- 151
- 152
- 153
- 154
- 155
- 156
- 157
- 158
- 159

160 第4章 施策展開の方向

161 1 計画の重点取組

162 県をはじめとする関係機関および県民が協力して本計画を推進することとし、
163 以下の4点を重点取組として施策を展開していきます。

165 【重点取組1】終生飼養をはじめとした適正飼養の徹底と引取り頭数の減少

166 県民一人ひとりの動物愛護および動物福祉に関する意識が高まり、飼い主が動
167 物の習性、適正な取り扱いに関する正しい知識を持つとともに、人と動物との暮ら
168 しを守るための責任を自覚し、動物を終生にわたり飼養するよう、市町、動物関係
169 事業者、公益社団法人滋賀県獣医師会(以下「獣医師会」という。)、一般財団法人
170 滋賀県動物保護管理協会(以下「動物保護管理協会」という。)、動物愛護ボランテ
171 ィアなどと連携し、終生飼養をはじめとした適正飼養の普及啓発を実施します。

172 特に、市町等福祉関係者、動物関係事業者と連携し、将来を考えた適正飼養や
173 多頭飼育問題*の予防に取り組むとともに、市町と連携し、「滋賀県猫と共に生きる
174 ためのガイドライン」に沿った地域猫活動を推進し、引取り頭数の削減を図ります。

176 【重点取組2】連携強化による譲渡推進

177 譲渡事業を更に推進するため、動物愛護ボランティアの育成を行い、あまり人慣
178 れしておらず馴化の必要な犬猫の譲渡や哺乳期の子猫の譲渡を推進します。

179 また、商業施設等を活用し、保護犬・猫の譲渡について周知するとともに、動物
180 愛護ボランティア等の譲渡活動を把握し、県およびボランティアの譲渡活動が相乗
181 して推進するよう連携を図ります。

183 【重点取組3】動物取扱業者の一層の適正化および飼養管理基準の着実な運用

184 動物取扱業者に対して、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り
185 扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」(令和3年環境省令第7号、以下
186 「飼養管理基準」という。)を遵守し、動物のその習性に応じた適正飼養を行うよう
187 指導します。飼養管理基準を満たさない不適切な状態が放置され、速やかに改善
188 する意思がない場合には、法に基づき厳格に対応します。

189 また、販売時において、動物の習性や生理を理解した飼養方法等についての説
190 明はもとより、緊急時の預け先や高齢になったペットの飼養など、終生飼養の徹底
191 に向けた説明および助言を行うよう、販売時説明の充実を指導します。

194 【重点取組4】 災害時のペット対策の充実

195 飼い主責任を基本とした同行避難や避難先での飼養管理を適切に行うことがで
196 きるよう、**平時からの普及啓発**や体制の整備を推進します。

197 また、同行避難訓練や動物救護活動訓練等を通じて、県と関係機関、団体およ
198 び県民との連携強化を図ります。

199

200 2 計画の数値目標

201 本計画の具体的な目標値として、**「犬猫の実質的な致死処分ゼロ」**を本計画の終
202 期に達成することを目指します。

203 **これまで統計上の致死処分数**には、

204 ・ 治癒の見込みがない病気や攻撃性などの理由で行う致死処分

205 ・ 老衰、病気、負傷等による飼養管理中の死亡

206 が含まれており、これらをゼロにすることは困難です。

207 **本計画**では、これらを除いた「減らすべき致死処分」をゼロとすることを目標とし、
208 次の9つの具体的な取組施策を実施します。

209

		令和4年度		令和15年度
犬猫の実質的な 致死処分ゼロ	犬	24頭	⇒	0頭
	猫	113頭	⇒	0頭

210 【令和4年度実績の内訳】犬：高齢犬5頭、生後間もない子犬19頭

211 猫：生後間もない子猫113頭

212

213

214

215

216

217

218

219

第5章 具体的な取り組み

滋賀県は、人と動物が豊かに関わる社会(人よし・動物よし・地域よしの三方よしの社会)の実現に向けて、次の9つの施策について各種事業を実施します。

<施策1> 動物の適正飼養の推進

【現状】

1 犬による危害

県では、「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年条例第13号)(以下、「条例」という。)」に基づき、犬による人への危害を防止するため、野犬等*の捕獲・保護*を行っています。

県民から寄せられる野犬等の捕獲・保護依頼は、昭和60年度の1,843件をピークに減少してきましたが、平成30年度以降、下げ止まっています。野犬の捕獲頭数についても下げ止まっており、餌やり等の要因により野犬が定着した一部地域での捕獲が継続しています。

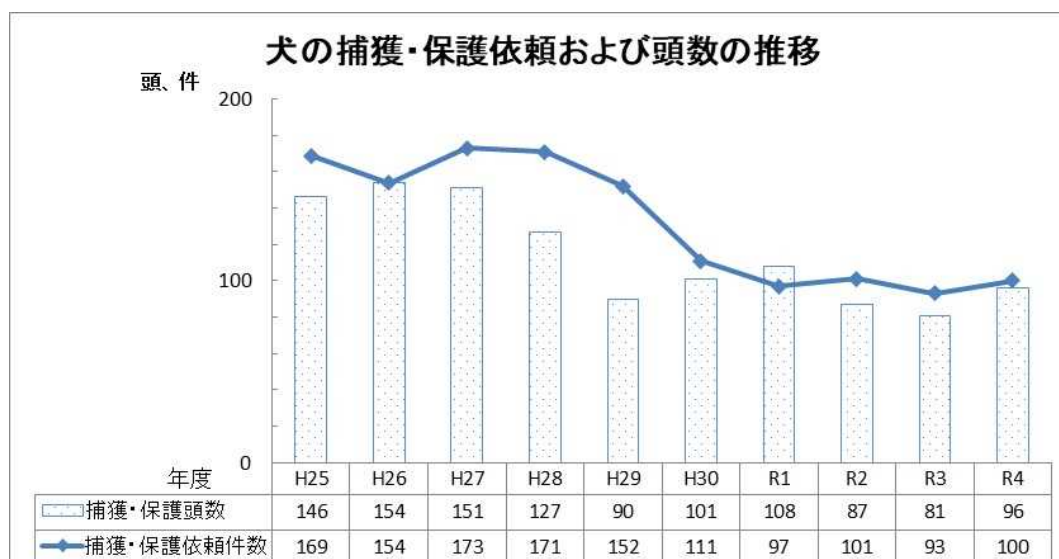


図2 犬の捕獲・保護依頼および捕獲・保護頭数の推移

犬による咬傷事故は、飼い犬によるものが多く、係留場所や散歩時・外出先での管理が不適切であることや、しつけ不足が主な発生要因となっています。

年間の咬傷事故件数は、この10年間、39件から59件の間で推移しています。

表2 咬傷事故の届出状況

区 分	年 度	飼 い 犬				飼い主不明犬		合 計	
		登録犬		未登録犬		H25	R4	H25	R4
		H25	R4	H25	R4	H25	R4	H25	R4
咬傷事故の件数		34	50	5	5	0	4	39	59
発生場所	犬舎等の周辺	10	10	0	2	—	—	10	12
	公共の場所	23	39	5	3	0	3	28	45
	その他	1	1	0	0	0	1	1	2
発生時における被害者の状況	犬に手を出した	4	4	0	1	0	0	4	5
	けい留しようとした	2	3	1	0	0	1	3	4
	配達・訪問等の際	9	11	1	1	—	—	10	12
	通行中	13	28	1	2	0	3	14	33
	遊戯中	4	1	0	1	0	0	4	2
	その他	2	3	2	0	0	0	4	3
発生時における犬の状況	犬舎等にけい留中	5	4	2	0	—	—	7	4
	けい留して運動中	12	17	0	0	—	—	12	17
	放し飼い	9	10	1	3	—	—	10	13
	野犬（放浪犬）	—	—	—	—	0	2	0	2
	その他	8	19	2	2	0	2	10	23

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254



255

図3 犬による咬傷事故発生状況

256

257 2 犬・猫の飼養に係る迷惑苦情

258 犬の放し飼い、鳴き声による騒音、糞の放置など、生活環境被害に関する苦情が、
 259 滋賀県動物保護管理センター(以下、動物保護管理センター)や大津市動物愛護セ
 260 ンター、保健所、市町に寄せられています。

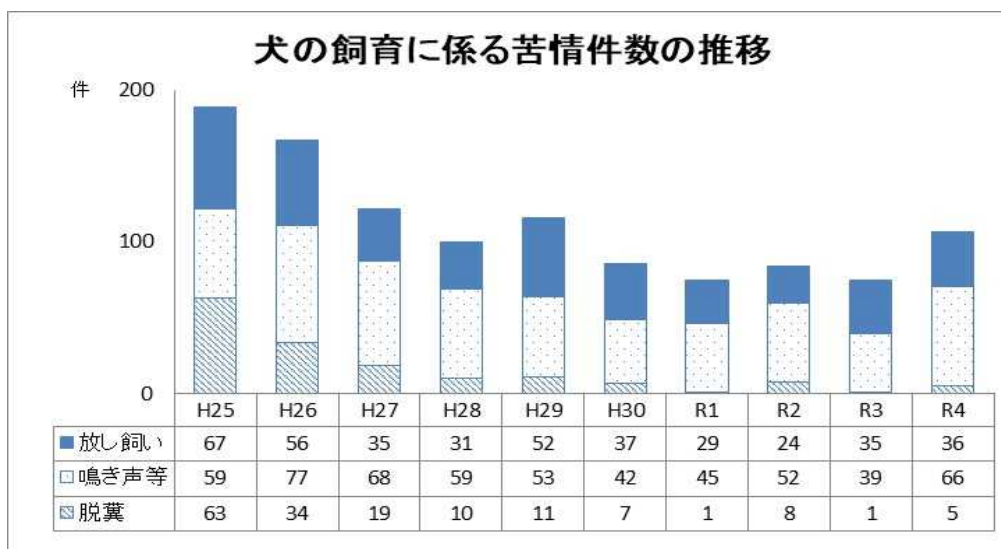


図4 犬の飼育に係る迷惑苦情の推移（滋

猫については、飼い猫の放し飼い（**賀県分**）主のいない猫への餌やりや遺棄などにより増加した猫による糞害などの生活環境上の苦情が寄せられています。

また、令和4年12月に実施した動物愛護管理に関する県民アンケートでは、県民の約25%が、散歩時の糞放置、鳴き声、悪臭、猫の糞害など生活環境保全上のトラブルを抱えていることが明らかになっています。こうした問題の多くは、飼い主の動物に関する知識およびマナーが不足していること、動物を命あるものとして、適正に取り扱う法令遵守の意識が不足していること、飼い主と近隣住民のコミュニケーションが不足していることが原因と考えられます。

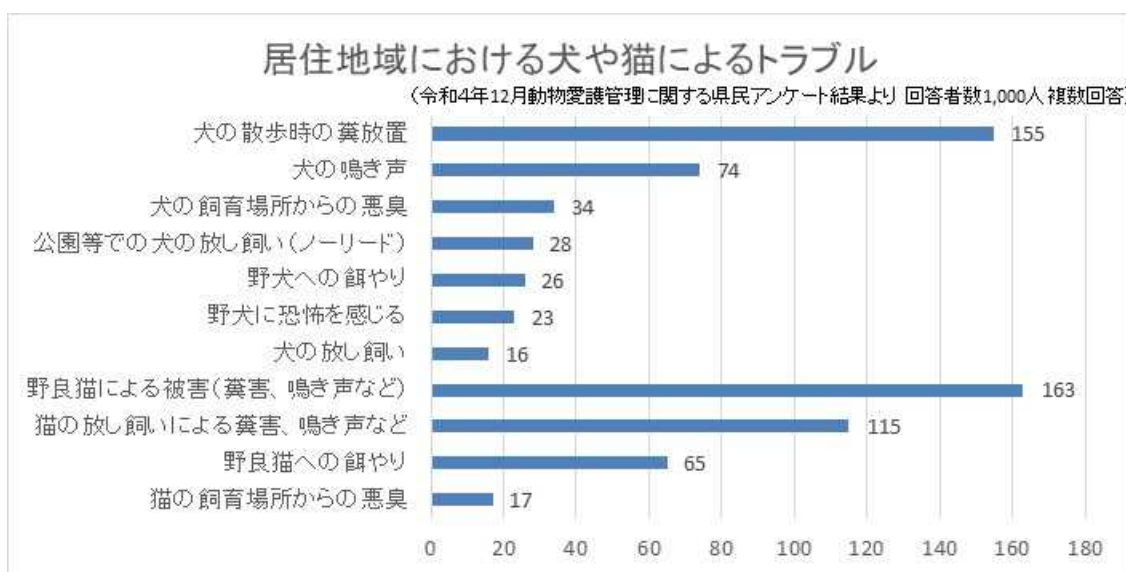


図5 居住地域における犬や猫のトラブル

滋賀県では、猫に関わる問題解決に向け、地域を主体として動物保護管理セン

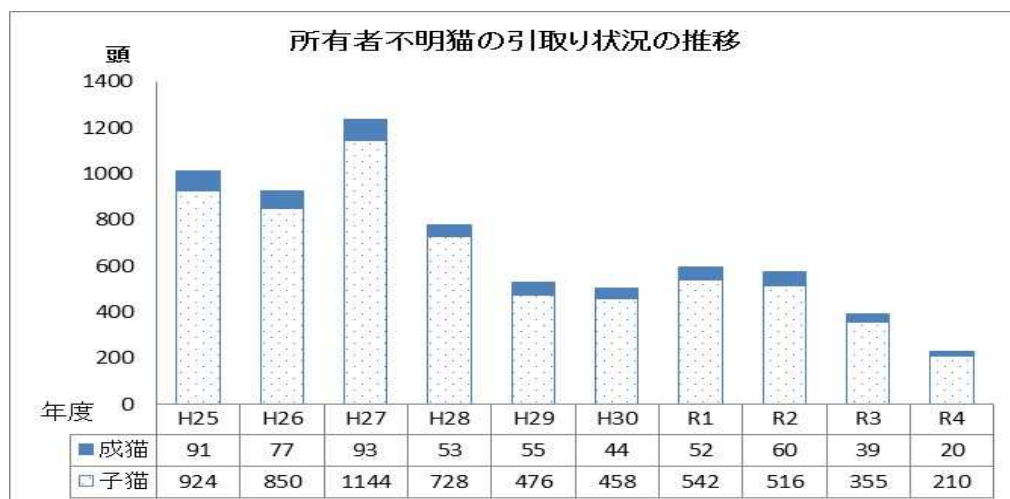
274 ター、市町、獣医師会および動物愛護推進員*の協働により飼い主のいない猫対
 275 策に取り組むためのガイドラインとして、平成22年に「滋賀県猫と共に生きるため
 276 のガイドライン」を策定し、ガイドラインの趣旨に沿って活動する地域を支援してい
 277 ます。平成30年度からは、地域猫活動の更なる推進のため「飼い主のいない猫対
 278 策にかかる活動補助金」を交付しています。

279 大津市では、平成24年度から大津市地域猫活動支援事業を実施しています。

280 飼い主のいない猫の削減を目指して、個人やグループによる不妊去勢手術ボラ
 281 ンティア活動が広がりをを見せており、一部の市町において、不妊去勢手術を支援す
 282 る取組がはじまっています。

283 これらの取組により、滋賀県での哺乳期や離乳期の子猫の引取り頭数は減少傾
 284 向を見せています。

285



286

図6 所有者不明猫の引取り状況の推移

287

288 【所有者不明猫の引取りについて】

289 滋賀県では駆除目的で捕獲された所有者不明猫の引取りは行わない旨を周知して
 290 おり、引取りの対象は、負傷した猫や親猫のいない自活不能な子猫に限っています。引
 291 取りの可否については、動物保護管理センター、保健所および大津市動物愛護センター
 292 が猫を保護した状況等を聞き取りした上で判断しています。

293

294

295 3 適正飼養の普及啓発

296

297 滋賀県では、犬・猫の飼い方講習会を開催し、終生飼養をはじめとした適正飼
 298 養、しつけ方、緊急時の備えや動物愛護管理法や狂犬病予防法などの法令遵守事
 項などを講習しています。大津市においても犬・猫飼い方講習会やしつけ方教室を

299 実施しています。

300 また、住民から、周囲の犬・猫の不適正飼養や飼育放棄(ネグレクト)を疑う相談
301 が寄せられており、現地確認の上、指導・助言を行っています。

302

303 4 多頭飼育問題

304 近年、ブリーダーなど多数の動物飼養施設に限らない、一般の飼い主による多
305 頭飼育問題が全国的に発生していることから、多頭飼育問題を予防または早期発
306 見・対応するため、福祉関係者等との多機関連携に取り組み、令和3年10月に多
307 頭飼育対策事業補助金を設立し不妊去勢手術や譲渡のための引取りの助成を開
308 始するとともに、令和4年9月に滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルを策定し、勉
309 強会を開催するなど、多頭飼育問題の理解促進と連携強化に取り組んでいます。

310 なお、県内一部地域では、福祉関係者、行政関係者、動物愛護ボランティア等に
311 よる会議体が形成され、多頭飼育問題の予防や早期発見に向けた普及啓発活動
312 等を先進的に実施しています。

313

314 5 特定動物の飼養

315 平成6年から、人に危害を加える恐れのあるトラ、クマ、ワニなどの動物(特定動
316 物*)の飼養については、条例に基づき知事の許可が必要となりました。

317 平成17年には動物愛護管理法が改正され、法に基づく特定動物の飼養許可が
318 必要になり、更に令和元年の法改正により、特定動物の飼養が原則禁止され、従来
319 認められてきた愛玩目的での新たな飼養保管が出来なくなりました。

320 滋賀県では、特定動物飼養者が基準を遵守し逸走等の事故を防止するとともに、
321 最後まで動物を適正に管理するよう監視指導を行っています。

322

表3 特定動物飼養保管状況(令和5年3月31日現在)

	動物区分	頭数
飼養保管施設 28施設	テナガザル科、オナガザル科	18
	ネコ科	6
	タカ科	2
	カミツキガメ科(ワニガメ)	8
	ドクトカゲ科	2
	ニシキヘビ科、ボア科	51
	アリゲーター科、クロコダイル科	14
	計	101

323 【課題】

- 324 1 飼い主に対して、動物が命あるものであり、その動物についての正しい知識を持
325 ち、適切な飼養保管環境(適切な給餌、給水、健康管理等)を確保するとともに、飼
326 い主として、動物と地域に対して責任を果たすよう、意識を高めることが必要です。
327 また、餌やりのみを行う安易な関わり方が、野犬の増加による危害拡大や飼い主
328 のいない猫の増加による生活環境の悪化の要因の一つとなっています。
- 329 2 飼い犬による咬傷事故の原因を分析し、飼い主に対して再発防止に向けた的確
330 な指導もしくは啓発が必要です。
- 331 3 飼い主のいない猫について、住民間での相互理解を深め、地域の実情に応じた
332 対応が必要です。
- 333 4 多頭飼育問題について、環境省が令和元年度に実施した「社会福祉施策と連携
334 した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」においてその背景に自立困難や貧困
335 など社会福祉上の課題が認められる傾向が明らかになっており、人の生活支援と
336 動物の適正飼養の問題を分けずに、関係者が連携して対応することが重要である
337 ことから、福祉関係者との連携が必要となっています。
- 338 5 人への危害防止の観点から、特定動物飼養者に対する法的規制の遵守確認・
339 指導が必要です。

340

341 【具体的事業】

342 1 犬・猫等の適正飼養の推進

343 (1) 適正飼養の啓発

344 ア 飼い主への啓発

345 県は、犬・猫の習性や適正飼養に係る知識の習得のため、動物の飼い方・しつ
346 け方について県民が気軽に学べる機会を提供するとともに、市町、動物取扱業
347 者、獣医師会、動物保護管理協会などの協力を得て、適正な飼養方法を学べる
348 情報を提供します。

349 また、適切に繁殖制限をするとともに、逸走防止措置を取り、終生飼養に適し
350 た飼養保管環境を確保することについて重点的に推進します。

351 イ 多頭飼育者への支援

352 健康上の問題や経済的困窮などにより適正な飼育管理ができなくなることで
353 多頭飼育問題に陥ることを踏まえ、「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」に基
354 づき、福祉関係者等と連携し、問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、
355 動物愛護ボランティアと連携した不妊去勢手術や引取りに取り組みます。

356

357 (2) 地域問題の解決に向けた啓発

358 鳴き声による騒音、悪臭、散歩時の糞の放置や猫の糞害など、動物の飼養に起
359 因する生活環境問題について、県は市町等関係機関と連携して、住民間での相互
360 理解を深め、地域全体で問題解決が図られるよう、地域講習会の開催や、自治会
361 を通した適正飼養の推進を行います。

362 特に、飼い主のいない猫による生活環境への問題に対応するため、関係団体な
363 どの協力を得ながら「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に基づく「地域猫
364 の取組」を地域が主体となって推進できるよう支援します。

365 また、野犬や飼い主のいない猫の増加要因の一つとなっている安易な餌やりに
366 ついて、市町等関係機関と連携した地域啓発を行います。

367 これらの普及啓発事業の実施のため、県は市町等関係機関や動物愛護推進員
368 やボランティアなどとの協働体制の仕組みづくりを進めます。

369 【滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン】

370 人と猫の共生について、地域全体の合意と協力が得られるよう努め、もって地域の生
371 活環境を良好に保持し、同時に不幸な猫の数を減らす取り組みを支援する。

372 <ガイドラインの趣旨>

- 373 ① 人と猫をお互い命あるものとして、その存在を認め、思いやりを持ちながら
374 共存していくこと
375 ② 地域の問題として、住民が主体的に取り組むもの
376 ③ 猫を邪魔者として排除するためのものではないこと
377 ④ 地域のルール作りに資するためのもの
378

379
380 2 危害発生防止の推進

381 (1) 犬による危害発生防止

382 県は、野犬の定着した地域や、新たな捕獲依頼のある地域において、市町、地域
383 住民の協力を得て、野犬の捕獲を行います。また、犬による咬傷事故発生時には、
384 条例に基づき、飼い主に対して、咬傷を起こした犬の獣医師による狂犬病*検診を
385 受けさせるよう指導するとともに、再発防止のための飼養指導を迅速に行います。

386 また、咬傷事故の発生を防止するため、けい留方法、犬のしつけ方などの適正飼
387 養管理を指導・助言するとともに、見知らぬ犬に接する際の注意点など、犬による
388 被害に遭わないための方法などの啓発を行います。

389 (2) 特定動物による危害発生防止

390 県は、特定動物飼養者に対して、飼養施設基準を遵守し、逸走防止措置、所有
391 者明示措置、災害時の緊急措置などを適正に実施するよう監視指導を行います。

392

393 <施策2> 動物の終生飼養の推進

394

395 【現状】

396

1 犬・猫の致死処分

397

動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターは、保護・引取りした犬・猫を飼い主に返還または飼養希望者に譲渡するよう努めており、攻撃性があるなど譲渡が適切でない場合などに、やむなく致死処分しています。

400

犬の致死処分頭数は、昭和60年度の約12,000頭をピークに年々減少しており、平成25年度からの10年間で、約3分の1(242頭から70頭)に減少しています。

401



402

図7 成犬および子犬の致死処分頭数の推移

403

404

猫の致死処分頭数については、平成元年度の約4,900頭をピークに徐々に減少し、平成25年度以降の10年間で、約6分の1(1,234頭から216頭)に減少しています。

406



407

図8 成猫および子猫の致死処分頭数の推移

408

409

2 飼い主からの犬の引取り

410 動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所で飼い主から引き
 411 取る犬の頭数は、これまで大幅に減少していましたが、平成29年度以降、下げ止
 412 まってきました。犬を手放す主な理由は、「飼い主が入院・入所」「飼い主が高齢・体
 413 調不良で世話ができない」「飼い主が死亡」など、飼い主の体調等に由来する引取
 414 りが半数を占めています。

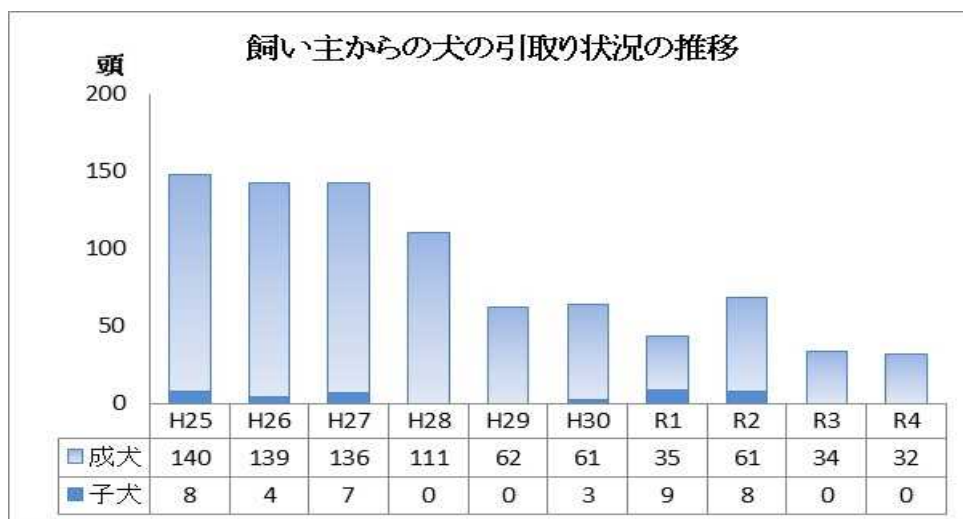


図9 飼い主からの犬の引取り状況の推移

表4 滋賀県における飼い主からの犬の引取り理由（令和4年度）

理由	引取頭数	割合
飼い主が入院・入所	8	25%
飼い主が高齢・体調不良で世話できない	5	15%
飼い主が死亡	4	13%
犬の攻撃性、咬傷事故	4	13%
転居先で飼育できない	4	13%
犬の治療困難な疾病	3	9%
家族のアレルギー	3	9%
老齢犬の介護負担	1	3%
計	32	

3 飼い主からの猫の引取り

421 飼い主からの猫の引取り頭数については、この10年で約2分の1に減少していま
 422 す。



図 10 飼い主からの猫の引取り状況の推移

423

424

425

426 犬の引取り理由とは異なり、猫の引取りの約3分の1は「子猫が生まれた」ことを
 427 理由としており、依然として不妊去勢手術の普及が進んでいないことが示唆されま
 428 す。

429 その他の引取り理由としては、犬の場合と同様に、「飼い主が入院・入所」「飼い
 430 主が高齢・体調不良で世話ができない」「飼い主が死亡」など、飼い主の体調等に
 431 由来するものが多く、全体の約3分の1を占めています。

432

表 5 滋賀県における飼い主からの猫の引取り理由（令和4年度）

理由	引取頭数	割合
子猫が生まれた	44	35%
飼い主が入院・入所	32	25%
福祉部局からの相談、生活環境悪化	17	13%
飼い主が高齢・体調不良で世話できない	8	6%
飼育費用の負担	6	5%
鳴き声や臭気などの苦情	6	5%
飼い主が死亡	5	4%
転居先で飼育できない	5	4%
家族のアレルギー	1	1%
高齢猫の介護負担	1	1%
猫が慣れない	1	1%
計	126	

433

434 なお、猫の引取り頭数の約4割～6割が10頭以上の飼い主からの引取りです。

435

表6 滋賀県における10頭以上の飼い主からの猫の引取り状況

年度	飼い主からの猫引取総数	うち10頭以上の飼い主からの猫引取頭数	10頭以上の飼い主の割合
R1	201	80	40%
R2	204	136	67%
R3	210	71	34%
R4	126	54	43%

436

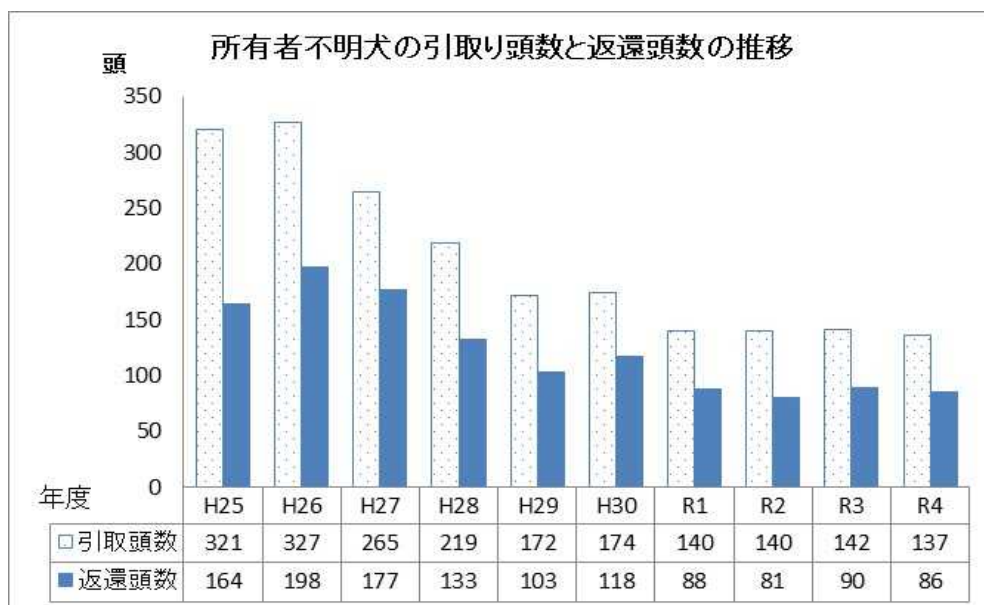
437

438 4 所有者不明犬の引取り

439 所有者不明犬の引取頭数および返還頭数はここ数年横ばい状態となっており、
440 依然として迷い犬(逸走した犬)が減少していません。

441 所有者不明犬の引取頭数はここ数年横ばい状態で、一定数の迷い犬があり、マ
442 イクロチップ、迷子札などの所有者明示措置の普及が進んでいないこと、鑑札の装
443 着義務が遵守されていないことが示唆されます。また、所有者不明犬の約4割は飼
444 い主に返還できておらず、遺棄を疑う事例も少なくありません。

445 なお、マイクロチップについては、令和4年6月から犬猫ブリーダーやペットショッ
446 プといった犬猫販売業者での犬猫への装着・登録が義務化されており、購入者は
447 新たな飼い主情報に変更登録する必要があります。犬猫販売業者以外の飼い主
448 については、犬猫へのマイクロチップ装着が努力義務となっており、装着した場合
449 には、飼い主情報の新規登録が必要となります。



450

図11 所有者不明犬の引取り頭数と返還頭数の推移

451 【課題】

452 1 飼い主に、動物の命を預かる者としての自覚と責任をより積極的に促すことが必
453 要です。

454 2 飼い主からの引取り頭数は減少しているものの、体調や年齢などに由来する引
455 取りの割合が大きいため、預け先などの備えの啓発が必要です。

456 3 動物が無計画に繁殖しないための制限措置(不妊去勢手術等)への積極的な広
457 報が必要です。

458 4 動物販売業者が、販売時に購入者に対して、終生飼養が確実に行われるよう、
459 その動物の飼養方法や飼い主の責任と義務についての十分な説明を行うことが求
460 められます。

461 5 動物の所有者を明示することの意義および必要性について理解を深め、マイク
462 ロチップの装着された犬猫を所有した際の変更登録が着実に実施されるとともに、
463 すべての犬猫においてマイクロチップ、鑑札、迷子札などの装着率を高めることが
464 必要です。

465 なお、所有者不明犬の一定数を猟犬と思われる犬が占めており、使役犬への所
466 有者明示措置の普及が必要です。

467 6 所有者不明犬・猫の中には、遺棄を疑う事例も確認されており、動物の遺棄防
468 止に向けての啓発や警察等関係機関との連携強化が必要です。

469

470 【具体的事業】

471 1 終生飼養の普及啓発

472 飼い主に対して安易な飼養を抑制するとともに、動物の習性等を理解し、愛情を
473 持って終生飼養することについて、また、**多頭飼育問題対策マニュアルに掲げるも
474 しにも備えるうちの子手帳**や**エンディングノート等**への緊急時の預け先の記載など
475 安心して飼養するための備えについて、市町、動物取扱業者、獣医師会、福祉関係
476 者などと連携して普及啓発します。

477 動物取扱業者については、動物関連事業者パートナーシップ事業(施策4関連)
478 を構築し、事業者による終生飼養の普及啓発に向けた自主的な取り組みを推進し
479 ます。

480 また、終生飼養に向けた関係機関の取組を把握し、それら取組の共有・発信に努
481 めます。

482

483 2 動物の遺棄防止の推進

484 動物の遺棄が動物愛護管理法において禁じられており違反すると懲役や罰金に

485 処せられるだけではなく、動物にとっても不幸な結果を生むことを様々な機会をと
486 らえて周知します。

487 また、事案によっては警察との連携による対策に努めます。

488

489 3 マイクロチップ、鑑札、名札等、所有者明示措置の推進

490 マイクロチップの装着、登録による所有者明示を推進するとともに、引き続き、従
491 来の鑑札・注射済票や連絡先の書かれた名札の装着について啓発します。

492 なお、猟犬へのマイクロチップの装着、登録について、関係部局と連携し、狩猟登
493 録等の機会に合わせて啓発を行います。

494 また、県は市町とともに獣医師会の協力のもと、広報媒体などを活用した所有者
495 明示推進キャンペーンを行います。

496

497 4 不妊去勢措置の啓発の推進

498 動物の飼い主の最も身近な相談者である開業獣医師や動物取扱業者の協力の
499 もと、犬・猫の健康管理および無計画な繁殖を防止するための適切な不妊去勢措
500 置を講じるよう積極的に啓発を実施します。

501

502 5 飼えなくなった動物の新しい飼い主を探す仕組みの利用推進

503 飼い主が終生飼養出来なくなった時に自分の責任で新たな飼い主を探すことが
504 できるよう、動物保護管理協会が運営する「わんにゃん掲示板」等の利用を推進し
505 ます。

506

507 <施策3> 狂犬病予防の推進

508

509 【現状】

510 1 犬の登録・狂犬病予防注射

511 生後90日を超えた犬は、狂犬病予防法の規定に基づき、登録と毎年1回の狂犬
512 病予防注射の接種が義務付けられています。県内各市町における犬の登録頭数
513 は平成25年度の82,662頭から平成30年度には73,947頭まで減少し、その後
514 77,851頭まで増加しています(平成25年度比5.8%減)。

515 過去10年間の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移は、減少傾向にあり、69.
516 8%から67.9%へとやや減少しています。



図 12 滋賀県における犬の登録・狂犬病予防注射の推移

517

518

519 2 犬での狂犬病発生への対策

520 犬が人を咬んだとき、県は犬の飼い主に対して、当該犬の狂犬病の検診、保健
521 所長への届出および再発防止のための指導を行っています。

522 県では、狂犬病の発生に備えて平成18年8月に、「狂犬病発生時対応マニュアル」
523 を作成し、関係機関および関係団体と合同で、県内での狂犬病発生を想定した
524 演習を実施しました。

525 狂犬病はすべての哺乳類に感染することが知られており、日本、英国、オースト
526 ラリア、ニュージーランドなどの一部の国々を除いて全世界に分布しており、狂犬病
527 の侵入リスクにさらされています。

528 狂犬病発生の疑いがある場合の対応については、本県マニュアルの他、厚生労
529 働省が「狂犬病対応ガイドライン2001」「狂犬病対応ガイドライン2013」をとりま
530 ちめており、発生時における迅速な対応ができるよう努めています。

531

532 【課題】

533 1 世界保健機関(WHO)は狂犬病が侵入した際に蔓延を防止するために犬の7割
534 での予防注射の維持を提唱してきましたが、本県における登録した犬の予防注射
535 実施率は67.9%に低下しています。

536 国内での感染による狂犬病の発生は、1958年以降、人間にも動物にも認めら
537 れておらず、犬の登録と狂犬病予防注射の必要性への理解が低下しています。

538 必要性について理解が深まり、登録と狂犬病予防注射が徹底されるよう普及啓
539 発が必要です。また、予防接種時には、登録済みの犬へ確実に接種ができるよう、
540 獣医師会と市町が連携し、登録確認を徹底することが必要です。

541 2 狂犬病への理解の低下が危惧されることから、狂犬病発生時に適切かつ迅速に
542 対応できるよう、発生時の対応に関する検証・確認と関係者の意識の高揚が必要
543 です。

544

545 【具体的事業】

546 1 犬の登録・狂犬病予防注射

547 県は、犬の登録・狂犬病予防注射の事務を行う市町とともに、獣医師会や動物
548 関連事業者の協力のもと、飼い主に対して犬の登録・狂犬病予防注射の必要性と
549 その実施について広報を行います。

550

551 2 狂犬病発生時対策

552 狂犬病の発生に備えて、市町および獣医師会と連携して、「狂犬病発生時対応マ
553 ニュアル」に基づいた研修および訓練を実施するとともに、マニュアルを見直し、整
554 備に努めます。

555

556 <施策4> 動物取扱業の適正化

557

558 【現状】

559 1 動物取扱業の登録

560 平成6年3月に制定された条例には、動物取扱業者の届出制度が導入され、県
561 内の事業者の把握が出来るようになりました。

562 平成17年に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業は登録制になり、動物取
563 扱責任者*の設置が義務付けられています。平成25年の改正で犬猫等販売業者
564 への追加規制や販売時説明の強化など種々の規制強化が行われ、動物取扱業は
565 第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に区分されました。

566 その後、令和元年の改正で、動物取扱業者が遵守する飼養管理基準の明確化、
567 動物取扱責任者要件の適正化、マイクロチップ装着・登録の義務化などが行われ
568 ており、重点的に監視指導を実施しています。

569 第一種動物取扱業の登録件数は年々増加しており、令和4年度末時点で、販売
570 業267件、保管業330件、貸出し業8件、訓練業42件、展示業39件、譲受飼養業
571 2件の計688件の登録がされています。

572

表7 第一種動物取扱業登録状況（令和5年3月31日時点）

年度	施設数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	登録計	監視件数
R4	569	267	330	8	42	39	2	688	166

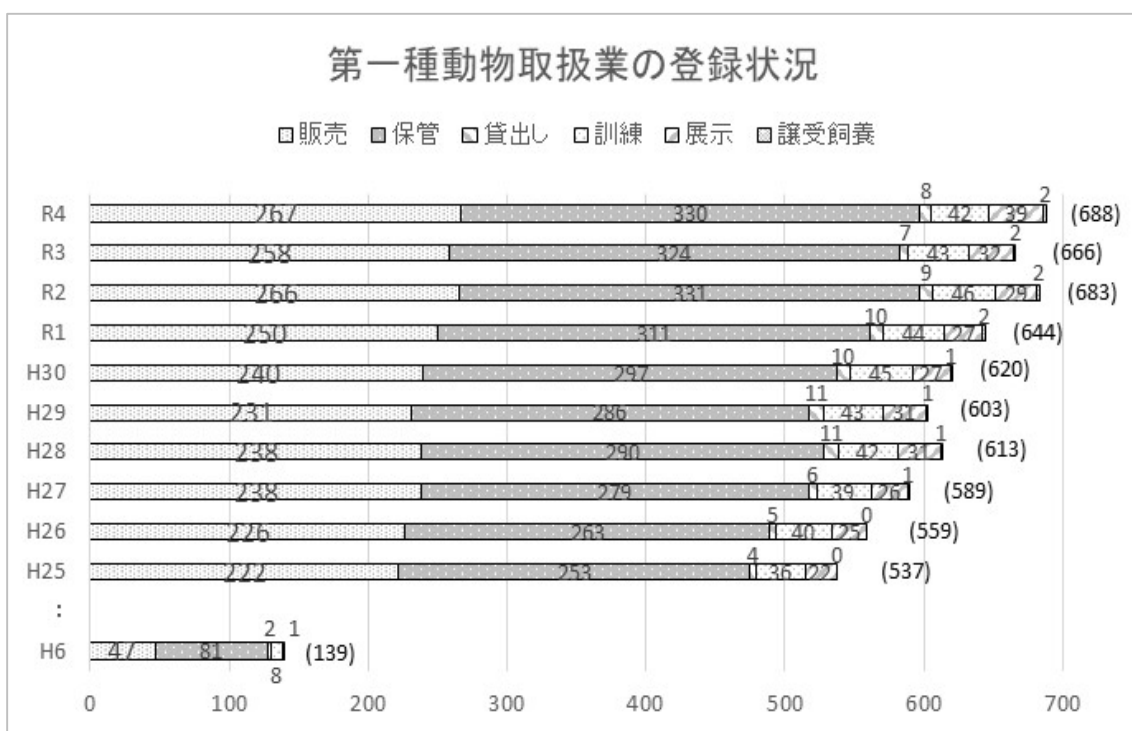
573

574 また、非営利で行う第二種動物取扱業の届出件数は、令和4年度末時点で、譲
575 渡し業20件、保管業9件、貸出し業1件、展示業10件の計40件となっています。

576 表8 第二種動物取扱業届出状況（令和5年3月31日時点）

年度	施設数	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種計	監視件数
R4	30	20	9	1	0	10	40	7

577
578 なお、飼養管理基準について、令和3年度に、犬および猫の適正な飼養管理基
579 準が具体化されましたが、現在、国において、犬猫以外の哺乳類、爬虫類の基準の
580 検討が進められており、今後、鳥類に関する基準の検討も予定されています。



581
582 図13 第一種動物取扱業の登録状況の推移

583
584 2 動物取扱責任者研修会の開催

585 県内の動物取扱業登録施設には、約570名の動物取扱責任者が選任、配置さ
586 れており、平成18年度以降、動物取扱業登録業者の動物取扱責任者に対して、動
587 物愛護管理法に基づく研修会等を実施しています。

588
589 【課題】

- 590 1 第一種動物取扱業者および第二種動物取扱業者における飼養管理基準につい
591 て、きめ細やかな指導と遵守状況の定期的な確認が必要です。
592 2 動物の適正な飼養を社会全体として確保していくため、動物取扱業者が、動物

593 の取扱いのプロとして、法令遵守、飼養管理の向上、販売時説明などの社会的な
594 責任果たすとともに、適正飼養の普及に向けた取り組みを推進する役割を担うこと
595 が求められています。

596

597 【具体的事業】

598 1 動物取扱施設に対する監視指導の実施

599 販売業登録業者および展示業登録業者では、その業の特性上、多くの動物を飼
600 養管理するケースが多く、また、一般の人へ模範的な飼養の見本となる施設である
601 べきことから、県は、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が
602 行われるよう定期的な立ち入り検査等を実施し飼養管理基準に基づき指導します。

603 また、無登録業者を発見したときは動物愛護管理法に基づき厳正に対処します。

604 なお、狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施について確認
605 できない場合には、市町に連絡を行い、市町と協力し法令遵守について指導します。

606

607 2 動物取扱業者の資質向上

608 事業所ごとに設置されている動物取扱責任者に対し、関係法令の遵守や動物由
609 来感染症*に関する知識の修得のための研修会を、動物愛護管理法に基づき開催
610 します。

611 多くの飼養動物は、動物販売業者から購入されていることから、県は、購入者に
612 対し販売時に直接その動物を確認させるとともに動物の習性や生理を理解した飼
613 養方法等について説明が充実するよう指導を徹底します。

614 また、飼養管理基準などの法令を遵守するとともに、終生飼養が確実に行われる
615 よう緊急時の預け先の説明や飼育相談に応じるなど自主的な適正飼養普及啓発
616 が行われるよう、動物関連事業者パートナーシップ事業を実施します。

617

618 <施策5> 動物の返還・譲渡の推進

619

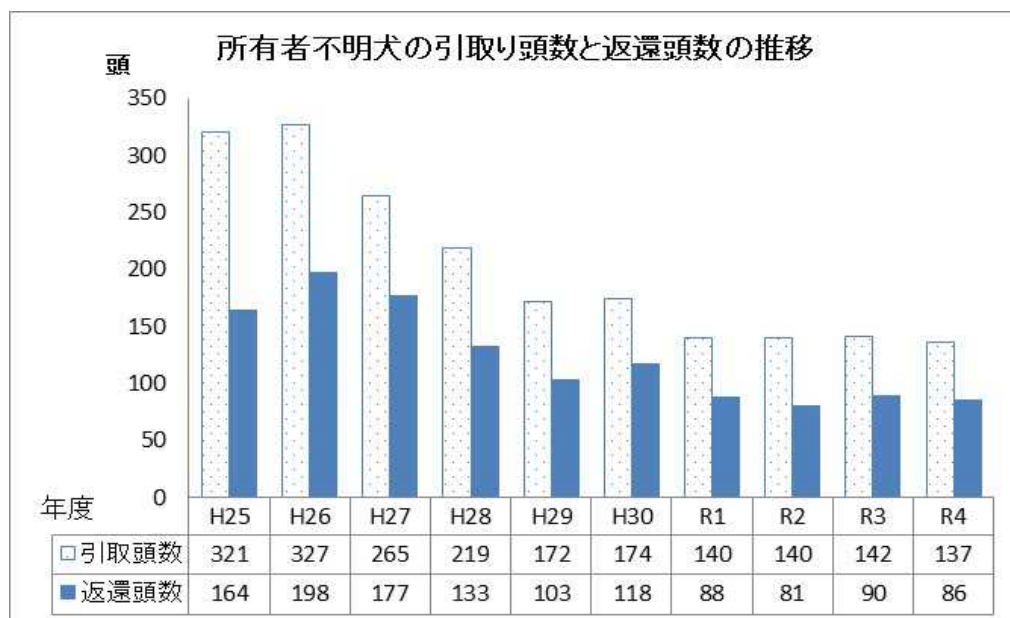
620 【現状】

621 1 犬の返還

622 動物保護管理センターが保護した迷い犬の情報は、保護地域の市町において4
623 日間の公示をするとともに、動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センター
624 のホームページへの掲載や保護地域での保護情報の発信を行い、警察や市町か
625 ら逸走した犬の情報を把握して、飼い主への返還に努めています。

626 なお、マイクロチップによる返還を促進するため、これまでマイクロチップリーダ

627 ーを配備していた動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターに加えて、
 628 平成30年度には県内全保健所への配備を行いました。また、平成28年度には、獣
 629 医師会から県内全市町へマイクロチップリーダーが配布されました。
 630



【再掲】図 11 所有者不明犬の引取り頭数と返還頭数の推移

631
 632
 633

2 犬・猫の譲渡

(1) 県での譲渡事業

636 県では、それぞれの環境に適した犬猫を譲り渡すこと、および安易な飼養を防ぐ
 637 ことで終生飼養につなげるため、従来行っていた「譲渡会」を廃止し、平成24年度
 638 からは「事前登録制」に移行しています。譲渡頭数は保護・引取り頭数に応じて増
 639 減しますが、年間110頭前後の犬および年間300頭前後の猫を新しい飼い主へ譲
 640 渡しています。

641 大津市では、平成21年9月から犬猫の飼い方講習会を実施し、受講後に譲渡の
 642 登録を受け、希望に合致し飼養に適した犬猫を譲渡する、事前登録制の譲渡事業
 643 を実施しています。

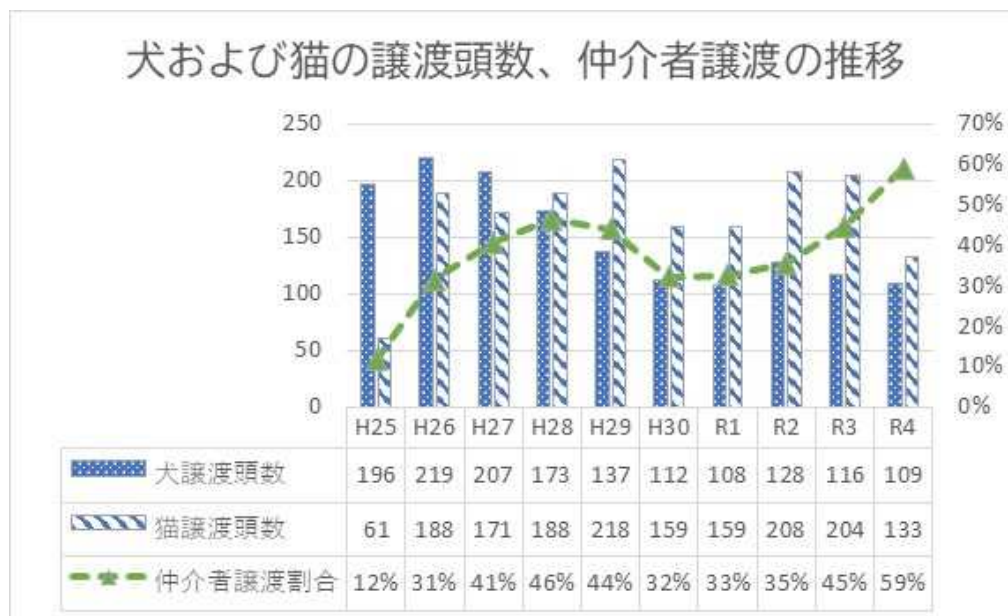
(2) 動物愛護ボランティアや獣医師会などとの連携

645 幼齢、高齢、人慣れしていないなど馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫
 646 の譲渡を推進するため、平成23年度から、新たな飼い主への仲介を行うボランテ
 647 ィアへの仲介者譲渡に取り組み、また、令和2年度からは、その制度の中で、哺乳
 648 期の子猫のミルクボランティアを試行しています。

649 また、動物保護管理センターでの負傷等治療対応が困難な犬や猫について、譲

650 渡の機会を拡大するため、平成25年度から獣医師会開業獣医師の診断・治療協
 651 力のもと、譲渡の推進に取り組んでいます。

652



653

654

図 14 動物保護管理センターにおける犬および猫の譲渡頭数、仲介者譲渡の推移

655

656 **【課題】**

657 1 県では、保護・引取り猫の約6割が離乳前の自活不能な子猫となっており、ミルクボランティアの試行を開始しておりますが、哺乳期の子猫の頭数からすると譲渡
 658 数が少なく、その改善策が必要です。ミルクボランティアの拡大に向けて、経費負
 659 担、体調管理、搬送距離・時間などの課題に対する検討が必要です。

661 2 犬の譲渡では、子犬や小型犬に対して保護・引取り頭数を大きく上回る譲受け
 662 希望が寄せられていますが、中型犬や大型犬への希望は少なく、希望者を待つ必
 663 要があります。

664 3 犬猫がいなくなったときに、飼い主が容易に情報収集できるよう、関係機関によ
 665 る情報の共有化と飼い主に対する情報発信が必要です。

666 4 令和4年12月に実施した動物愛護管理に関する県民アンケート結果では、マイ
 667 クロチップを装着している犬の飼い主は23.3%、猫の飼い主は9.1%となってお
 668 り、更なる普及拡大が必要です。

669 5 動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターの知名度が低く、逸走し
 670 た場合の連絡先など、対処法を知らない飼い主が多いことが、迷い犬が返還でき
 671 ない要因の一つとなっています。

672

673 【具体的事業】

674 1 飼い主への返還の推進

675 保護した迷い犬・猫は、市町や警察との情報交換を密にし、マイクロチップを確
676 認するとともに、インターネット等を利用して保護情報を発信する等、飼い主への返
677 還に努めます。

678

679 2 譲渡事業の推進

680 保護・引き取りした犬・猫は、個別に適正な飼養管理を行うとともに、環境省が作
681 成した「譲渡支援のためのガイドライン」を参考に、関係団体やボランティア等との
682 連携を図り、ミルクボランティアを拡大するなど、新たな飼い主への譲渡を推進しま
683 す。また、譲渡前講習会を開催し、事前登録することにより、希望を確認し、終生飼
684 養を条件に譲渡を推進します。また、譲渡の可能性のある犬・猫については期限を
685 定めず飼養し、譲渡の機会を拡大します。

686 また、動物愛護ボランティアが行う譲渡活動を把握し、相互に幅広く譲渡情報を
687 発信するなど、譲渡機会の拡大に努めます。

688

689 3 動物保護管理センターの知名度向上に向けた取組みの推進

690 県は、動物保護管理センターの知名度向上に向けて、同センターを活用した動
691 物愛護事業を実施するなど、センター発信の事業を拡大するとともに、マスメディア
692 などの活用により、当該事業や犬・猫が逸走した場合の連絡先の周知や譲渡事業
693 の広報に努めます。

694

695 <施策6> 動物愛護の普及啓発

696

697 【現状】

698 1 動物愛護の普及啓発事業

699 動物保護管理センターでは、施設の見学や犬のしつけなどを体験し、動物への
700 理解を深めてもらうため、動物愛護学習や夏休み体験学習を実施しています。

701 なお、大津市動物愛護センターでは、近隣小学校の地域学習との連携や親子講
702 座を実施しています。

703 また、動物保護管理センターでは、引き取った猫を飼養し、屋内飼養の啓発を行
704 うとともに、来場者がふれあうことで、命の温かみを感じられるようにしています。

705

706

707 2 多頭飼育問題の予防啓発

708 多頭飼育問題は誰にでも起こりうる身近な問題であることから、県では、福祉関
709 係者等と連携し、「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」に基づき、予防啓発を行
710 っています。

711

712 3 動物愛護週間事業等

713 県では、9月20日～26日の動物愛護週間などの機会を捉えて、「チャリティー
714 JAZZコンサート」や「いぬ・ねこ・にんげんしあわせフェスタ」を開催しています。大
715 津市動物愛護センターにおいても「ペットのつどい」を開催しています。

716 また、動物保護管理協会が動物愛護週間に開催する「しが動物愛護のつどい」に
717 協力しています。

718

719 【課題】

720 1 動物愛護の普及啓発をさらに推進するため、関係機関、関係団体およびボラン
721 ティアとの連携した発信力の強化が必要です。

722 2 動物の愛護意識を養うためには、子どもたちが命の大切さを実感することや適
723 正飼養の経験が重要なことから、教育機関との連携した将来を担う子どもへの啓
724 発が必要です。

725 3 動物に関する正しい知識を深めるため、各種の情報を提供する必要があります。

726 4 多頭飼育問題への理解を広め、問題に陥らないための適正な飼養方法を普及
727 する必要があります。

728

729 【具体的事業】

730 1 動物愛護普及啓発事業の効果的な実施

731 県は、動物関係機関・団体等と協力し、愛護と適正な飼養についての関心と理解
732 をより深めるため、動物愛護週間などの機会を捉えたワークショップやパネル展示
733 などを開催するとともに定期的に講習会を開催するなど効果的な普及啓発を行
734 います。

735

736 2 教育機関等との連携

737 教育機関等との連携を図り、保育所、幼稚園、小学校など、成長期に応じた動物
738 への接し方や動物を慈しむ心を育てるための事業を実施します。

739 また、学校で飼養される動物が適正に取り扱われるよう、獣医師会等関係団体と
740 連携し、普及啓発します。

741 3 動物関連事業者との連携（パートナーシップ事業）

742 ペットショップ、ブリーダー、ペットトリミング、ペットホテル、ペットフード販売店な
743 ど動物関連事業者との連携を推進するためパートナーシップ事業を実施し、動物
744 の生態、飼養方法、関係法令などの動物に関する情報を関連事業者の店頭、ホー
745 ムページや広報誌など、様々な方法での積極的な提供を呼びかけます。

746

747 4 多頭飼育問題予防啓発

748 多頭飼育問題のリスクは普遍的であり、誰しものが当事者となり得ることについて
749 周知するとともに、適正な飼養方法への理解を深め、多頭飼育問題を予防または
750 早期に発見できるよう、福祉関係者等と連携した普及啓発に取り組みます。

751

752 <施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

753

754 【現状】

755 実験動物については、環境省においてパンフレットを作成し「3R(苦痛の軽減:
756 Refinement、使用数の削減:Reduction、代替法の活用:Replacement)の
757 原則*」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知を行
758 っているところです。

759 これを受け、文部科学省、厚生労働省、農林水産省では、統一的な基本指針を
760 策定し、所管する研究機関等での適正な対応を求めています。

761 県内の地方衛生研究所においても、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽
762 減に関する基準」に基づき適切な対応を行っています。

763 また、現在、国が実験動物の適正な取扱いの推進に向けた検討に着手しており、
764 令和6年度を目途に、更なる適正化に向けた施策の検討が予定されています。

765 牛、豚、鶏などの産業動物の飼養については、令和5年7月に農林水産省により
766 「アニマルウェルフェア*に関する飼養管理指針」が示されており、関係部局におい
767 て周知と普及が行われています。

768

769 【課題】

770 動物愛護管理の観点からの適正な飼養管理の指導に当たり、関係機関との連
771 携した実態把握が必要です。

772

773 【具体的事業】

774 実験動物飼養施設への「苦痛の軽減、使用数の制限、代替法の活用(3Rの原

775 則)」の普及を促進し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
776 に沿った自主管理の実態把握に努めます。

777 また、産業動物飼養施設へ「産業動物の飼養及び保管に関する基準」および「ア
778 ニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を広く普及・定着させるため、畜産部局
779 と連携してまいります。

780

781

782 <施策8> 災害時等の体制整備

783

784 【現状】

785 県および市町の防災計画や国民保護計画の中に、動物愛護に配慮した内容が
786 盛り込まれています。

787 なお、平成27年3月に獣医師会と「災害時における被災動物救護活動に関する
788 協定」を締結し、平成28年9月に「災害時ペット同行避難ガイドライン」を策定し、市
789 町等関係機関と連携して、同行避難の普及啓発に取り組んでいます。

790 また、令和4年3月には、関西広域連合が近畿地区連合獣医師会と「災害時にお
791 ける愛玩動物への救護活動等に関する協定」を締結しました。

792

793 【課題】

794 1 災害時には、県および大津市で許可を取得している特定動物の飼養状況を確認
795 するとともに、逃げ出した飼養動物による人への危害を防止し、また被災したペット
796 動物の一時的な保護などを行うことができる施設や体制の充実が必要です。

797 2 災害時には放浪する犬猫の保護が急増し、負傷動物*の治療や飼養管理業務
798 が急増することが考えられることから、獣医師会や関係団体との連携が必要です。

799 3 災害時に飼い主とペットの安全を確保するため、在宅避難への備え、同行避難
800 への備え、しつけや健康管理、預け先の確保など、平時から飼い主とペットの備え
801 が必要です。

802 4 阪神大震災、東日本大震災や熊本地震における記録では、被災動物同行の避
803 難者が避難所に滞在するにあたり、ルール作り等が必要であったと問題提起され
804 ています。「災害時ペット同行避難ガイドライン」に基づき、平常時より、飼い主責任
805 を基本とした同行避難および避難時の被災動物の飼養管理方法や衛生確保対策
806 など避難所ルールの検討が必要です。

807 また、原子力災害により避難を行う場合は、原則バスに乗車する必要があるた
808 め、バス乗車時のルールの周知が必要です。

809

810 【具体的事業】

811 1 動物による危害防止

812 災害時における動物による人への危害を防止するために、特定動物飼養者や動物取扱業者など、多数の動物を飼養する者に対し、日頃からの飼養管理の徹底と逸走時の対応について指導します。

815 また、災害発生時に備え、一時保管施設の確保に努め、発生時には、特定動物の飼養状況を直ちに確認し、徘徊動物による人への危害を防止するための対策を講じます。

818 2 災害発生時の動物救護体制

819 県は、獣医師会と締結した災害協定に基づく対応をスムーズに行えるよう、机上訓練の実施などにより連携強化を図ります。

821 地域において、県・市町・関係団体・ボランティア等が連携して動物を救護するためのネットワークをつくります。

823 3 同行避難に関するガイドラインの普及啓発

824 災害時ペット同行避難ガイドラインの見直しや充実に努めるとともに、市町や自治会で開催される防災訓練でのペット防災対策講習会の開催など、市町、動物取扱業者、関係団体等と連携したガイドラインの周知および普及を行い、平常時から
827 の備えや被災状況に応じた避難行動、また避難所での管理方法について啓発を行います。

829 また、商業施設等を活用し、災害時の同行避難の必要性やそのための備えについて周知・理解促進を図ります。

831

832 <施策9> 関係者間の協力体制の構築

833

834 【現状】

835 滋賀県における動物愛護管理業務は次の体制、役割分担で行っています。

滋賀県動物保護管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の捕獲・保護、犬および猫の引取り、返還、譲渡 ・ 動物取扱業の登録・届出、監視指導 ・ 特定動物の飼養保管許可、監視指導 ・ 動物の適正飼養指導、動物愛護普及啓発 ・ 不適正飼養に係る苦情相談対応 ・ 遺棄、虐待事例での警察との連携 など
---------------	---

滋賀県保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病発生時対応 ・ 犬および猫の引取り ・ 咬傷事故発生時の一次対応、検診指導、届出受理 など
滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病発生時に備えた体制整備 ・ 災害時に備えた協定、一時保管施設の確保、普及啓発 ・ 動物愛護普及啓発 など
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の登録、狂犬病予防注射 ・ 所有者不明犬の引取りへの協力 ・ 動物の適正飼養の普及啓発 ・ 動物飼養に伴う生活環境保全に係る住民苦情対応 ・ 多頭飼育問題対策における福祉支援 ・ 災害時の避難所設置、運営 など ・ 県施策への協力 など
大津市健康保険部保健所動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬の登録、狂犬病予防注射 ・ 犬の捕獲・保護、返還、犬及び猫の引取り、返還、譲渡 ・ 動物取扱業の登録・届出、監視指導 ・ 特定動物の飼養保管許可、監視指導 など
動物愛護推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正飼養の普及啓発 ・ 飼い方の相談、助言 ・ 譲渡事業への協力 ・ 災害時対応への協力 ・ 施策への協力 など
動物愛護ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護の普及啓発 ・ 犬および猫の保護活動 など
公益社団法人滋賀県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物に関する専門的知識の提供 ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の普及啓発 ・ 不妊去勢手術の必要性の普及啓発 ・ 学校飼育動物啓発事業 ・ 災害時における動物救護活動への協力 ・ 獣医師による動物虐待等発見時の通報 ・ 譲渡候補動物への治療協力 ・ 県施策への協力 など
一般財団法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の適正飼養の普及啓発

滋賀県動物保護管理協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい飼い主探しの場の提供 ・ 県からの動物愛護管理業務の受託 (犬の捕獲・保護、不適正飼養の指導、譲渡事業、適正飼養普及啓発事業、防災対策事業など) ・ 県施策への協力 など
動物取扱業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の適正な取り扱い ・ 顧客への適正飼養の説明、助言 ・ マイクロチップの装着、登録 など
飼い主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終生飼養をはじめとした適正飼養 ・ 周囲の生活環境への配慮 ・ 緊急時の預け先など将来への備え ・ 災害時の備え など
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活環境問題への対応 ・ 動物愛護管理施策への理解、協力 など
滋賀県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺失物法による拾得された動物への対応 ・ 遺棄、虐待事例等への対応 など

836

837 **【課題】**

838 終生飼養をはじめとした適正飼養の推進、ミルクボランティアや治療協力など譲
839 渡事業の推進、多頭飼育問題での人と動物の両面からの対応、産業動物へのアニ
840 マルウェルフェアの推進、災害時の体制整備など、各種施策を推進するためには、
841 庁内関係部局、市町、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護推進員、動物愛護ボラ
842 ンティア等との連携強化が不可欠です。

843

844 **【協力体制の構築】**

845 **1 県の役割**

846 動物愛護管理業務推進の方針や施策を決定し、動物による迷惑苦情や人への
847 危害防止のため適正飼養指導を行うとともに、関係機関・関係団体が連携協力し
848 て事業を実施するために、総合的な調整を行います。

849 また、動物保護管理センターが担う役割に加えて、県、市町および獣医師会の出
850 資により設立した一般財団法人滋賀県動物保護管理協会のあり方について協会と
851 共に検討し、適正飼養等の推進に資する有意義な活動の展開を図ることで、動物
852 保護管理センターおよび一般財団法人滋賀県動物保護管理協会の両輪で動物愛
853 護管理施策を推進します。

854 (1) 関係者間の連携の促進

855 動物愛護管理施策を推進するため、県関係機関、市町、関係団体などで構成
856 する協議会を設置しています。協議会において、県域・地域課題に対する施策、取
857 り組み方法などの協議を行います。

858 多頭飼育問題の未然防止、早期発見のため、市町福祉部局、市町環境部局、動
859 物愛護ボランティアなどとの連携を図ります。

860 災害時の動物救護活動を推進するため、獣医師会との災害協定に基づく連携強
861 化を図ります。

862 (2) 地域における連携体制の構築

863 動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所、市町、警察署、関係
864 団体および県民などで構成するネットワークの整備を図り、それぞれの特性を生か
865 して各種事業に取り組むとともに、狂犬病や災害発生時などにおける危機管理体
866 制の整備を図ります。

867 (3) 動物愛護ボランティアとの連携

868 県では、地域における動物愛護管理の推進のため動物愛護推進員を委嘱し、**意**
869 **見交換や研修などを通じて**、地域の実情を踏まえた活動を推進します。

870 また、市町、獣医師会、動物保護管理協会などと調整し、動物愛護ボランティア
871 の譲渡活動の把握や活動の周知支援、ミルクボランティアの育成を行うなど、動物
872 愛護ボランティアとの連携を強化します。

873

874 2 市町の役割

875 狂犬病予防の推進に大きな役割を担うとともに、鳴き声による騒音、糞の放置や
876 悪臭など、動物の飼養に起因する生活環境保全上の支障を防止するための取組や
877 人への危害防止に係る県の施策への協力が求められます。そのため、地域住民の
878 抱える問題について、地域の生活環境保全のための施策や地域と県との調整等な
879 どの支援を行うことが望まれます。

880 また、地域住民の福祉支援や災害時には避難所の設置・運営など、地域生活の
881 根幹を支えていることから、多頭飼育問題の予防対策、同行避難の普及啓発など
882 での県との連携が期待されます。

883

884 3 獣医師会等関係団体の役割

885 動物の適正飼養や動物愛護の普及啓発のために、県が行う施策に協力するとと
886 もに、技術や専門性を活かし、人と動物が共生する社会を築くための事業を実施
887 することが期待されます。

888

889 4 地域住民の役割

890 地域住民には、地域の問題を地域自らが解決する手段の構築が望まれます。

891 動物保護管理センターは、市町・関係機関および動物愛護推進員や登録ボランティア

892 ア等との連携により、地域の活動を支援し、問題解決のための情報提供などに努め

893 ます。

894

895 5 動物愛護推進員

896 動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める等の協力、災

897 害時においては、動物の避難、保護等の県が行う施策に必要な協力をすることが

898 望まれます。

899

900 第6章 計画の総合的な推進

901 1 計画の周知

902 計画を市町、関係機関および関係団体に周知するとともに、広報・ホームページ

903 などにより広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

904 2 県民の意志の反映

905 動物の愛護および管理に関する意見を広く求め、県民の意見を施策に反映しま

906 す。

907 3 計画の進行管理

908 毎年、計画の達成状況について把握・評価を行い、策定後5年を目途として、必

909 要に応じてその見直しを行います。

動物愛護管理行政に望むこと

(令和4年12月動物愛護管理に関する県民アンケート結果より 回答者数1,000人 複数回答)



910

図15 動物愛護管理行政に望むこと

911 用語解説

912 【あ】

913 ○ アニマルウェルフェア

914 国際獣疫事務局において、「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的
915 および心的状態」と定義されている。アニマルウェルフェアを考える上での指標とし
916 て、国際的に、1960年代に英国において提唱された5つの自由(「飢え・渇きからの
917 自由」「不快からの自由」「痛み・負傷・病気からの自由」「本来の行動がとれる自由」
918 「恐怖・抑圧からの自由」)が認められている。

919

920 【き】

921 ○ 狂犬病

922 動物由来感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。ほ乳類全般に感染し、咬傷等
923 により人にも感染する。150以上の国と地域で発生しており、人への感染の99%に
924 犬が関わっている。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。

925

926 【さ】

927 ○ 3Rの原則

928 国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、
929 Russell & Burchによって1959年に提唱された。苦痛の軽減(Refinement)、
930 使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)と、頭文字が3つと
931 もRであることから、3Rの原則という。

932

933 【し】

934 ○ 譲渡

935 動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに保護・引取りされた犬、猫に
936 ついて、新たな飼い主を募集し、譲り渡すこと。

937

938 ○ 所有者明示措置

939 マイクロチップや、鑑札や名札等の装着により、個体識別が出来るようにすること
940 をいう。

941

942 【た】

943 ○ 多頭飼育問題

944 多数の犬猫を飼育する中で、繁殖などにより頭数が増加して飼養管理が可能な

945 くなること、または、健康上の問題や経済的困窮などにより飼養管理を十分に行う
946 ことができなくなることで、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③
947 周辺の生活環境の悪化、の3つの影響のいずれか、もしくは複数が生じている状況。

948

949 【ち】

950 ○ 地域猫

951 「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」による支援事業や、大津市地域猫活
952 動支援事業に取り組む地域の飼い主不明の猫の総称として使用する。

953

954 【と】

955 ○ 動物愛護推進員

956 地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事または政
957 令指定都市および中核市の市長から委嘱を受けて、犬、猫等の愛護と適正飼養の
958 重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。

959

960 ○ 動物取扱業

961 動物の販売、保管等を業として行うことをいう。第一種動物取扱業者と第二種動
962 物取扱業者がある。第一種動物取扱業者(営利目的で業として行う者)は、動物の
963 適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、知事(大津市内にあって
964 は大津市保健所長)の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任
965 者の設置義務がある。

966 飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合に
967 ついては、第二種動物取扱業者(非営利で業として行う者)として、知事(大津市内
968 にあっては大津市保健所長)に届け出なければならない。

969 動物取扱業には、次の種別がある。

970 (販売)第一種

971 動物の小売や卸売やそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。ペットショップ、
972 ブリーダーなど。

973 (貸出し)第一種、第二種

974 動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

975 (保管)第一種、第二種

976 動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッター、ペットトリミ
977 ング など。

978 (訓練)第一種、第二種

- 979 顧客の動物を預かり訓練を行うことを業とするもの。訓練・調教業者など。
980 (展示)第一種、第二種
981 動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。
982 (競りあっせん業)第一種
983 動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により
984 行うこと。動物オークション(会場を設けて行う場合)など。
985 (譲受飼養業)第一種
986 有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと。老犬老猫ホームなど。
987 (譲渡し)第二種
988 動物を譲り渡すことを業とするもの。動物愛護団体の動物シェルターなど。

- 989
990 ※第一種動物取扱業登録施設一覧(大津市を除く)
991 [http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/
992 tourokyoka/103675.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/tourokukyoka/103675.html)



994 ○ 動物取扱責任者

995 動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者
996 が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法の規定により、知事(大津市内にあっ
997 ては大津市保健所長)が実施する動物取扱責任者研修を受講する義務がある。

998

999 ○ 動物由来感染症

1000 感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣
1001 共通感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機構(WHO)では、ズーノーシス
1002 を「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

1003

1004 ○ 特定動物

1005 トラ、ニホンザル、クマ、ワニ、マムシなど人の生命、身体または財産に害を加える
1006 おそれのある動物のこと。動物愛護管理法に基づき、約650種が選定されている。
1007 特定動物(交雑種を含む)の飼養または保管を行おうとする者は、知事(大津市内
1008 にあっては大津市保健所長)の許可を受けなければならない。

1009

1010 【ひ】

1011 ○ 引取り

1012 飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬猫および飼い主がわからな

1013 い犬猫を、保健所または動物保護管理センター、大津市動物愛護センターで引き
1014 取ること。

1015

1016 【ふ】

1017 ○ 負傷動物

1018 道路、公園その他の公共の場所において発見された、疾病にかかり、または負傷
1019 した犬、猫等の動物のことをいう。負傷動物の発見者は、飼い主に対して、また飼
1020 い主が判明しないときは、県または市町に通報するよう努めなければならない。

1021

1022 【へ】

1023 ○ 返還

1024 動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに保護された所有者不明の犬
1025 や猫を、飼い主に返すこと。

1026 (返還率)

1027 所有者不明の犬および猫のうち、飼い主に返還されたものの割合。

1028 (返還・譲渡率)

1029 保護・引取りされた犬および猫のうち、返還または譲渡されたものの割合。

1030

1031 【ほ】

1032 ○ 保護

1033 住民からの依頼により迷い犬等徘徊している犬を捕獲すること。または、負傷動
1034 物を収容すること。

1035 (保護・引取り頭数)

1036 犬の保護、野犬の収容、犬猫の引取り、負傷動物の収容により動物保護管理
1037 センターまたは大津市動物愛護センターで受け入れた犬猫の頭数。

1038

1039 【ま】

1040 ○ マイクロチップ

1041 2mm×12mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が電
1042 子データとして書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー(読取機)で感知
1043 して番号を読み取る。登録機関に番号を照合することで、登録された飼い主情報を
1044 確認できる。

1045

1046

- 1047 ○ マイクロチップの登録
1048 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬と猫のマイクロチップ情報登録制
1049 度に登録することをいう。
1050
1051 【み】
1052 ○ ミルクボランティア
1053 行政機関が引き取った生後間もない子猫を預かり、哺乳や排泄の介助などを行
1054 い、新たな飼い主へ譲渡できるよう育成し命をつなぐボランティア活動をいう。
1055
1056 【や】
1057 ○ 野犬等
1058 飼い主のいない犬および係留されていない飼い犬(次に規定する場合を除く。)
1059 をいう。
1060 (1)警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
1061 (2)人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない場所または方法で飼い
1062 犬を訓練し、移動させ、または運動させる場合
1063 (3)飼い犬を床上で飼養する場合
1064 (4)生後 60 日以内の飼い犬を飼い主の住居の敷地内で飼養する場合
1065 (5)人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない方法で、興業、展示、競
1066 技その他これらに類する催しのために飼い犬を使用する場合
1067